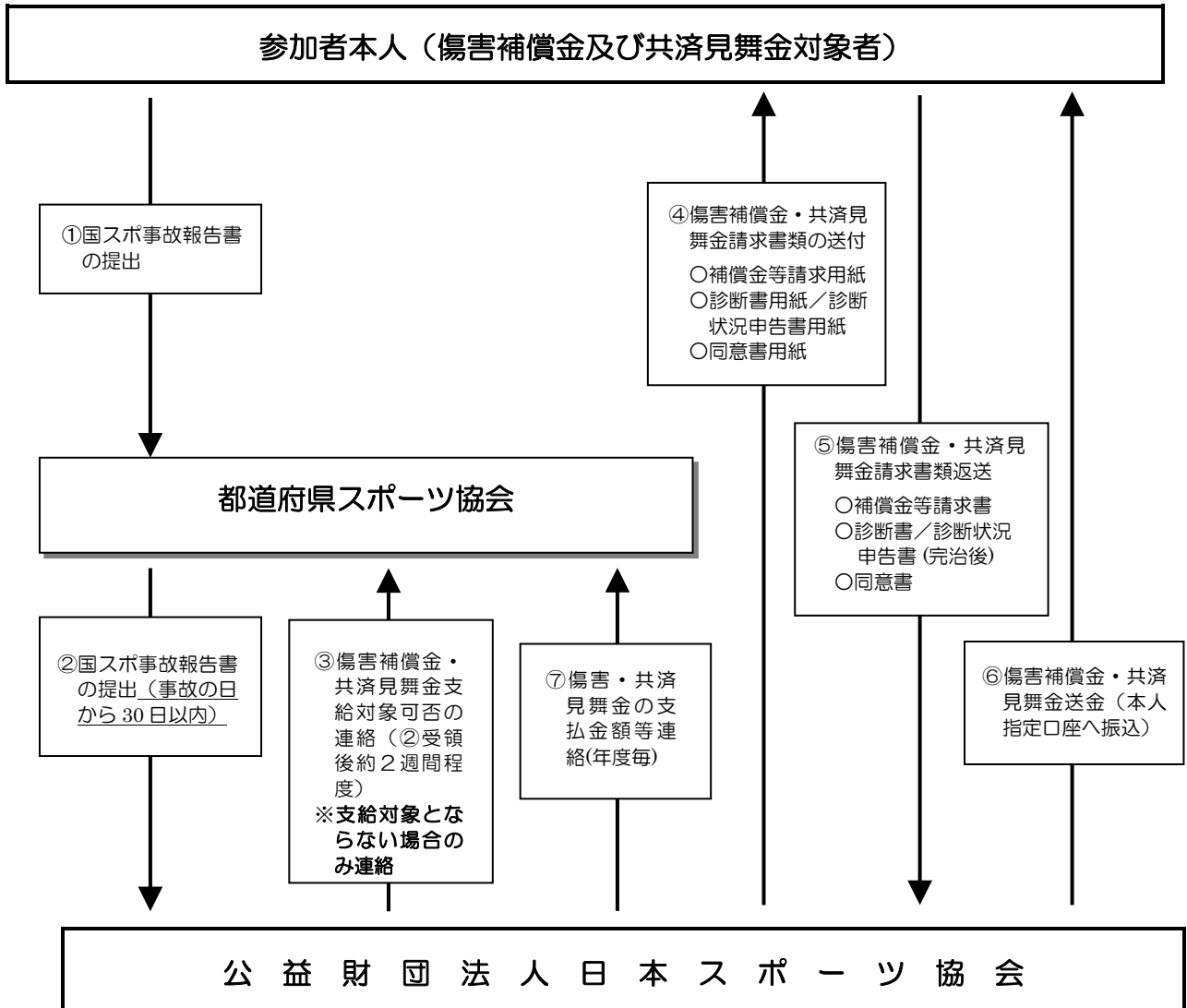


傷害補償金・共済見舞金 給付の流れ



（注）診断書に関する注意事項

1. 診断書は完治してから提出することを基本とする。
2. 診断書については、補償金・見舞金の額が30万円以内の場合、医師の診断書は不要であり、診療状況申告書に自筆で記入可。（ただし、診察券のコピーを添付のこと）
3. 最初の病院（あるいは医院）で1～2日の応急手当を受けた後で他の病院へ移る場合、最初の病院での診断書は診察券または領収証をもってかえることができる。

（注）傷害補償金・共済見舞金請求書類の提出期限に関する注意事項

事故の日からその日を含めて180日が支払いの限度となる為、180日を超えた場合はすみやかに請求してください。

※業務委託先

三井住友海上エージェンシーサービス